

国年保険料が月千四百円に

付加保険料込みで千八百円

五十一年四月から国民年金の保険料が月額一、四〇〇円に引き上げられました。

したがって、今まで月額一、一〇〇円づつ納めていた方は、一四〇〇円に、また、これに付加保険料の方は現行の四〇〇円が加算になり一カ月の保険料は一、八〇〇円になります。

この保険料値上げに伴って、年金の受給額も引き上げられる予定ですので保険料は納期限までに納められるようにして下さい。
納期限までに納めませんと事故などにあつたりしたとき、年金をもらえない場合もあります。

建設のあゆみ

完成した事業

① 道路舗装工事		
中台宮前区内線	269.0m	
② 道路排水整備工事		
小堤地先	348.0m	
上町区内	111.0m	
③ 道路改良工事		
中台砂月区内線	290.0m	
小堤地先	96.2m	
④ 橋梁新設工事	橋長	4.1m
⑤ 建築工事		
横小増築工事	460.4m ²	
着工及び工事中の事業		
① 建築工事		
上小増築工事	578,084m ²	

なお、保険料納付が困難な方は免除の制度もあります。この制度は保険料が免除されるとともに年金を受ける権利も合せて確保されます。将来受ける年金額については免除された期間の一部が減額されます。また、この免除については法定免除と申請免除の二通りありますがその対象は次のとおりです。

法定免除とは次のいずれかに該当するとき保険料が免除されます。
(1) 国民年金の障害年金、障害福祉年金や母子福祉年金を受けているとき。
(2) 生活保護法による生活扶助又は

らい予防法による生活援助を受けているとき。

(3) 国立らひ療養所、私立らひ療養所に入所しているとき。

申請免除とは次のいずれかに該当する人の申請に基づいて行われ都道府県知事が、一定の基準により認定するもので、適用されると認定された月から当該年度分の保険料が免除されます。
(1) 所得がないとき

戸籍謄・抄本は

一通二百円

郵便で請求は 定額小為替で

戸籍手数料令が改正され、五月一日から戸籍の謄・抄本の手数料は、枚数に関係なく一通につき二〇〇円になります。改訂される手数料のおもなものは別表のとおりです。

戸籍の謄・抄本等を郵便で請求される時は、必ず現金書留か郵便局の定額小為替で手数料を納めてください。特に定額小為替は百円単位の送金に便利で、千円以下の送金の場合料金はわずか十円ですから、手軽に利用できます。

なお、郵便切手で手数料を納めることはできないことになっていますので、よろしく御協力をお願いします。

(2) 加入者やその世帯の人が生活保護法やらい予防法による生活援助を受けているとき。

(3) 障害者や寡婦で年間所得が六十万円以下のとき

(4) 保険料の納付が大変困難であるとき。

犬の登録・注射

昨年一年間に県内で発生した犬によるこう傷事故は九二六件、また、農作物などの被害は九、六五一件にもなっています。

四九年度の例で見ると、こう傷事故の半数以上が犬をつないでないために起つたものです。このような事故や被害をささないため、犬は必ずつないで飼うようにしましょう。また、運動をさせるときは、引き綱をつけて放さないようにしましょう。そして、犬を飼うためには登録と予防注射が必要です。

年一回の登録と春秋の予防注射を受けて下さい。

登録・予防注射実施予定

日時・場所

5月21日9時30分～12時大総会館

5月21日1時30分～3時上堺会館

5月22日9時30分～11時30分横芝町役場。

登録料金三〇〇円。予防注射料金七五〇円(一回分)



横芝句会四月份例会

土屋 粟水

負鶏の言となりて潰されし

石川 奇水

梨咲くや納屋の落書去年のまま

土屋 栗舟

干し竿を掛けられしまま梨咲けり

若梅あやめ

夏めくや栗川流の風の音

別表

区	分	手数料	額
戸籍の謄・抄本	一通	二〇〇円	
除籍の謄・抄本	一通	三〇〇円	
戸籍の記載事項証明	証明事項一件	一〇〇円	
除籍の記載事項証明	証明事項一件	二〇〇円	
受理証明書	一通	一〇〇円	
上質紙使用の婚姻届等の受理証明書	一通	八〇〇円	
戸籍簿の閲覧	一戸籍	一〇〇円	
除籍簿の閲覧	一戸籍	二〇〇円	
届書類の閲覧	書類一件	一〇〇円	